

天理市告示第58号

令和6年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

令和6年4月1日

天理市長 並 河 健

記

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の7.64

(2) 被保険者均等割額

被保険者1人について、27,600円

(3) 世帯別平等割額

1世帯について、20,000円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の3.27

(2) 被保険者均等割額

被保険者1人について、11,500円

(3) 世帯別平等割額

1世帯について、8,400円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割額

基礎控除後の総所得金額等の100分の3.03

(2) 被保険者均等割額

被保険者1人について、16,900円